

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社エネテック大阪
(法人番号1120101009571)
業者の住所：大阪府堺市堺区砂道町1-1-29
- 2 指名停止措置期間：令和3年11月11日から
令和3年12月22日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社エネテック大阪は大阪府内の民間発注の4件の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請け契約を締結したことにより、令和3年7月16日に大阪府より同法第28条第3項の規定に基づき7日間の営業停止処分を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から <u>1月以上9月以内</u>